

令和 7 年 第14回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開 催 日 時	令和 7 年 2 月12日（水）午後 2 時00分～午後 3 時40分
開 催 場 所	茨木市役所 南館 8 階 中会議室
開 催 形 態	公開
出 席 者	【市職員】 澤田福祉部長兼福祉総合相談課長、松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長、井上障害福祉課長、佐原障害福祉課課長代理兼計画推進係長、小林障害福祉課職員
議 題	開会 1 会長及び会長職務代理者の選任 （1）会長の選任 （2）会長職務代理者の選任 2 令和 5 年度 各機関における差別解消に向けた取組について 3 ヘルプマークリーフレット作成のためのアンケート調査結果について 4 障害者が利用しやすいまちづくりについて 5 その他（今後の予定、連絡事項など） 閉会
資 料	会議次第 資料 1－1 資料 1－2 資料 1－3 資料 2 資料 3 配席表

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	1 開会 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、第14回茨木市障害者差別解消支援協議会を開会いたします。 初めに、開催に当たりまして、福祉部長兼福祉総合相談課長の澤田から御挨拶を申し上げます。
福祉部長	皆様、こんにちは。第14回茨木市障害者差別解消支援協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、本協議会に御出席賜り、厚くお礼申し上げます。 私はこの2月1日付で福祉部長の辞令を拝命しました。今後ともよろしく願いいたします。 また、日頃から本市の障害者施策に様々なお立場から御支援、御協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。 例年でしたら8月と2月というふうに年に2回の協議会の開催をいたしておりましたが、本市の事情により、今年度につきましては、8月の開催を見送らせていただきました。今年度は2月のみの開催となっております。開催が遅れましたことを謹んでおわび申し上げます。 本日は、令和5年度の差別解消に向けた取組の共有を主な議題としております。ここにお集まりいただきました委員の皆様がそれぞれのお立場で取り組んでいただきました取組と本市の取組の共有を通じまして、障害のある人もない人も、また茨木市の事業者の方、企業の方、それぞれの関係機関の皆様が一体となって差別解消に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。「共に生きるまち茨木」の実現に向けて、今後とも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 本日また今後とも、この差別解消の取組に御協力、御理解いただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

事務局	だきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。誠に恐縮ではございますが、部長はこの後、他の公務が入っておりますので、これをもちまして退席とさせていただきます。御了承のほどよろしくお願いいたします。 それでは、会議に入る前に、会議資料の確認をさせていただきます。 本日の会議資料としまして、事前にお送りしました会議次第、参考１、資料１－１、資料１－２、資料１－３、資料２及び資料３の７点です。次に、お席に置かせていただいております協議会規則と配席表、リーフレットとヘルプマーク、お持ちでなければ、係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。 それでは、協議会規則を御確認ください。皆様の任期は、規則第３条に定められているとおり、３年でありますので、昨年８月１日より令和９年の７月３１日までが任期となります。 それでは、本日は委員委嘱後初めての会合でありますので、本協議会の会長が選任されるまでの間、障害福祉課長が議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。
障害福祉課長	誠に僭越ではございますが、会長が選任されるまでの間、協議会を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。 初めに、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
事務局	本日は協議会委員１４人中１２人の御出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第５条第３項により、会議は成立しております。 また、本日、傍聴の方は３名おられることを御報告いたします。
障害福祉課長	ありがとうございます。 それでは、次第の１の（１）「会長の選任」に移ります。 本協議会規則第４条第１項に、本協議会の会長は、委員の互選により定めると規定されておりますが、いかがに取り扱いさせていただきますでしょうか。

委員	会長の推薦なんですけれども、立命館大学の田村委員にお願いできればと思っております。先生は発達障害学、心身障害学について研究されておりまして、テーマとしましても障害のある方の権利の保障についても精通されておりますので、いかがでしょうか。
障害福祉課長	ただいま田村委員をという声がございましたが、皆様、御異議はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、田村委員を当協議会の会長に決定させていただきます。皆様、拍手で御確認をお願いいたします。 (拍手)
障害福祉課長	ありがとうございます。 それでは、これより田村委員に会長を務めていただきます。お席の移動をお願いいたします。 田村会長、どうぞよろしくをお願いいたします。
会長	会長のほうに御指名いただきました田村といいます。なかなか進行もまずいところも多々あるかと思っておりますけれども、皆さん方に一言も残すことなく御意見を伺って、よりいい会議進行に努めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いします。 それでは、議題のほうに入っていきたいと思います。 議題ですけれども、まず、1の(2)の「会長職務代理者の選任」についてです。 本協議会規則第4条第3項の規定により、本協議会の職務代理者は、会長が指名することとなっておりますので、指名をさせていただきたいと思えます。 会長職務代理者として、障害のある人の社会参加の促進や啓発活動に携わられている茨木障害フォーラムの六條委員を指名したいと思います。賛成される方は拍手で確認をしたいと思えます。 (拍手)

田村会長	ありがとうございます。 それでは、六條委員に本協議会の会長職務代理者ということでお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。 では、その次の議題のほうに入る前に、本協議会における個人情報の取扱いについて、事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	本協議会は、原則として公開とし、個人情報を取り扱う案件がある場合は、その部分のみ非公開といたします。また、会議録は、議論の性質上、発言委員の氏名は伏せることを原則としたいと思います。 なお、本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。また、会議録の作成のため、録音をさせていただいておりますことを御了承ください。
会長	ということですので、本日の会議は原則として公開ということで、傍聴者を含めて会議のほう進めてまいりたいと思います。 それでは、次第の２番目ですね。「令和５年度 各機関における差別解消に向けた取組について」に移りたいと思います。 本協議会において、参加機関それぞれ主体となって取組を進めていくため、委員の皆様には令和５年度にそれぞれのお立場で取り組まれた内容について御回答いただき、資料１－１のとおりまとめております。 委員の皆様には、後ほどそれぞれの取組について簡単に御紹介いただきたいと思いますが、まず、市のほうの取組実績について、事務局から説明をお願いします。
事務局	障害福祉課です。改めましてよろしくお願いいたします。 それでは、令和５年度の市の取組について御説明をさせていただきます。 資料の１－２を御覧ください。 まず、相談対応についてでございますが、市への相談につきましては、昨年度、全部で１２件ございました。 相談者の内訳、それからその下の相談経路につきましては、ともに同じ内訳となっております。不明が７件で最も多く、次いで家族からの相談が多い状況となっております。 その下の相談内容の類型につきましては、その他が最も多く、次いで不当

	な差別的取扱いが多い状況となっております。 2 ページを御覧ください。 対象分野別件数といたしましては、商品・サービスが最も多く、その下の障害種別ごとの件数につきましては、身体障害をお持ちの方からの相談が最も多い状況となっております。 昨年度の相談内容の一例をページ下部に記載しておりますので、後ほど御確認をお願いできればと思っております。 続きまして、3 ページを御覧ください。 市が取り組んだ内容のうち、ここからは研修や啓発活動について御報告をさせていただきます。人権・男女共生課とそれ以外の課が行った内容に分けて報告をさせていただきます。人権・男女共生課の取組につきましては、後ほど担当から御報告をさせていただきます。 まず、研修・啓発につきましては、全体で27件実施をいたしました。内訳としますと、講演会が4件、研修が9件、啓発活動が7件、講座が7件となっております。 全てを説明すると時間がございませんので、主な取組といたしましては、障害者差別解消に関するものや合理的配慮に関する研修を市の職員に対して実施をしたということ。 それから、啓発活動として、毎年障害福祉課が実施をしております障害者の手づくり作品展、人権・男女共生課で行っておりますダイバーシティアート展、これらは別々に実施をしていたんですが、共同で開催し、多数の方に来場いただきました。 この茨木市役所の目の前にある新しい市民会館、おにクルですね、昨年ちょうどオープンをしましたが、この手づくり作品とダイバーシティアート展につきましては、オープニングセレモニーの一つとして実施をして、これまでにないほどの御来場をいただき、非常にたくさんの方に見ていただくことができたのかなと考えております。 また、講座としましては、手話、それから点字に関するもの、それから音訳の講座のほか、事業主に対する障害者雇用セミナーを開催したという状況となっております。 続きまして、9 ページを御覧ください。 その他、合理的配慮の提供等に係る主な取組について御報告をさせていただきます。
--	--

事務局	まず、手話通訳が全体で119件、要約筆記が25件、合理的配慮提供助成金が7件、障害者差別解消に関する出前講座が3件という形になっております。 それでは、続きまして、人権・男女共生課の主な取組につきましては、担当から説明させていただきます。 人権・男女共生課の松山でございます。 資料の7ページのほうを御覧いただきたいと思います。 人権・男女共生課としましては、まず、講演会としまして、人権啓発講演会のほうを2月28日に沢良宜いのち・愛・ゆめセンターのほうで開催をしております。 令和5年度は講師としまして梅花女子大学の伊丹昌一さんをお招きしまして、発達症特性のある子供の理解と支援というテーマでお話をいただきました。こちら参加者172人というふうになっておりますが、現地の受講の方が77人、録画配信で受講された方が95人というふうになっております。 それから次に、研修としまして、市職員の研修を令和5年12月8日から令和6年3月7日の間に実施をしております。この研修は全職員を対象としまして3年に一度受講するものでございまして、複数ある人権課題の中からテーマを一つ選んで受講するものでございます。 令和5年度は6つのテーマがありまして、その一つとしまして、障害のある人への差別、誰も取り残さない社会のためにというテーマで、大阪公立大学の松波めぐみさんにお話をさせていただきました。 それから、啓発としましては、先ほど佐原代理のほうからも御説明ありましたけれども、8ページのほうを御覧いただきたいと思います。 令和5年12月5日から令和6年1月10日にかけて、年齢、性別、人種、民族、障害の有無にとらわれず、全ての人が自由に創造し、楽しみ、つながることができる場づくりとしまして、ダイバーシティアート展をおにクルを最初に始めまして、その次にいのち・愛・ゆめセンター3館の4施設で巡回して開催をしております。おにクル会場では、おにも見にクルアート展の一環としまして、障害福祉課、障害福祉事業所、人権センターと共催で実施をしております。 人権・男女共生課の取組については以上でございます。
会長	ありがとうございました。

委員	では、続きまして、資料１－１にあります各委員の取組について、簡単に御説明をお願いします。令和５年度の取組のほか、各機関で課題に感じておられることや、ほかの委員に御意見をいただきたいことなどがございましたら、併せて御発言のほうよろしくをお願いします。 内容についての御意見、御質問等につきましては、全ての御説明が終わった後にいただきたいと思います。 では、資料１－１の順番に御回答いただきました委員のほうから御紹介をお願いします。 資料番号でいくと１－３で、差別解消法改正を踏まえて合理的配慮を当事者から学ぼうということで研修を実施いたしました。 私は大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センターひまわりのうちの障害者部会に所属しておりまして、この企画の主催者側というか、企画から携わったものです。 内容としては、この企画の案内のビラその他をつけておりますので、見ていただいたら大体こんなかなというのは分かっていただけだと思います。NHK、Eテレでおなじみの玉木さんとあずみんの、人にお越しいただいて、差別解消法、玉木さんは特に立法過程から審議に関わっておられましたので、その経験も含めて、障害者差別解消法の改正内容についての御紹介と、それから、玉木さん、それからあずみんから見た今の課題などを御紹介いただきました。 それから、パネルディスカッションでは、がん検診の受診を拒否されたという、障害があるというか、車椅子に乗っているということを理由にがん検診の受診を拒否された事例を踏まえて、パネラー間での意見交換を行ったという内容になります。 おおむね以上です。
会長	では、次、３のほう。
委員	３番になります。授業などの活動はもちろん、学校生活全般が支援の場であり、児童生徒それぞれの実態に応じた教育を行っております。その教育全体が障害者差別解消に向けた取組と言えると考えています。差別解消という言葉を使用して授業などをするのはほぼありませんが、自己実現に向けて

	自他ともに認め合い、それぞれの将来を見据えた、つまりキャリアを意識した取組を実践するため、本校独自のキャリアマトリックスを策定し、支援計画などに活用できるよう、現在整備しております。 教員に対しては、デリケートな内容をやり取りする機会や身体的な接触も多くなる学校として、個人情報の取扱いや、性被害・性加害を含む性教育についても、子供たちの人権に直結するという観点で、校内の関係各所と連携し、2回の校内研修を行いました。 そんな中で、系統立てたプログラム、小学部から高等部まで系統を立てた性教育も含めたプログラムも必要じゃないか、そういうものがあってほしいというような教員の声もあり、現在、生教育プログラムも作成させていただきまして、来年度から活動が始まることになっております。 また、定期的にアンケートを行い、教員が児童生徒との接し方について振り返る機会を設けております。 そのほかにも、年間を通して支援教育を行う教員として、府の実施する人権研修に参加するなど、意識改革、人権意識の向上を踏まえて専門性の向上を図っております。 以上です。
会長	次、4番のほうをお願いします。
委員	去年の4月に入ってまいりまして、初めて参加ということで、よろしくお願いいたします。 ハローワークのほうは、御存じのとおり、様々な方が来所されます。障害者の方もお越しになられまして、担当が専門援助部門というところが担当しております。そちらのほうで障害者の方等、仕事の紹介や相談というのをやっておりますけれども、ただ、部門があるからそこで全てというわけではなく、職員全員がやはり差別解消に取り組むというのが必要でございますので、こちらに御覧のとおり、研修を実施させていただいております。 当然、新規の者、初めて採用される者という者に対しても受講をしております。 それから、この3つ目に管理監督者研修ということで、私もそうですが、前任の者もそうですが、次長になりましたら、その者が受講をして、障害者差別解消法とか虐待防止法というのを受講させていただきます。

	それを受けた上で、次の人権問題研修としまして、障害者差別解消法等について、講師となりまして、全職員、非常勤職員に対して、その説明というか、研修を行うということを実施させていただいております。 以上でございます。
会長	ありがとうございます。 次は、6番のほうお願いします。
委員	令和6年の12月の2日月曜日に第76回人権週間、毎年させていただいてるんですけども、今年度は12月の2日でした。該当の啓発のときに、チラシと一緒に、市内の障害者の施設のほうから何種類かグッズを購入させていただいて、人権の啓発のチラシと一緒に配らせていただきました。 以上です。
会長	ありがとうございました。 続いて、7番お願いします。
委員	ヘルプマークをPRするため、当事者部会というかね、ちょっとヘルプマークリーフレットを作成しました。
会長	ありがとうございました。 ただいま御紹介いただきました内容について御質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、もう少しこういうところはどうかだったかという御質問等もございましたら、出していただければと思いますが。
事務局	8番以降の取組も続くのではないかなと。すみません。
会長	すみません、僕が見落としてました。すみません。申し訳ありませんでした。 次、8番、お願いします。
委員	よろしくお願いします。

	茨木障害フォーラムでは、株式会社阪急バスさんの運転手さんの方による接遇研修をさせてもらってます。これは茨木営業所で、障害者理解ということで、車椅子といっても、手動車椅子だけではなくて、電動車椅子とかの接遇のこととか、視覚障害の方の手引きの方法であったりとか、あと言語障害の方のコミュニケーションの仕方とかを実際に体験してもらおうことで学んでもらう、相互的にそこでコミュニケーションを取ってもらおうことが目的としています。これは毎年、1年に1回させてもらってて、今は京阪バスさんとか近鉄バスさんの運転手さんの方も受講されていて、結構大きな取組になっています。 あとは、公益財団法人茨木市文化振興財団さんの職員研修、クリエイトセンターの職員の方の接遇研修をさせてもらってます。それは知的・発達障害児と家族の方に対する接遇、実際に御家族さんの方がお話してもらったりとか、車椅子の接遇であったりとか、精神障害者に係る接遇をさせてもらってます。 これは一部ですけども、昨年度も大人の障害、知的・発達障害者の大人向けの接遇研修であったりとか、視覚障害の方とか聴覚障害の方、それぞれ分野がありまして、それを受講していただいてる連続版になってます。 次に、社会福祉協議会さんを通じて福祉体験学習があり、その小学校3年生の方に対して、僕だったら電動車椅子での困り事とか、実際こういうことをやってくれたら助かるよとかいう話をさせてもらったりとかしています。 これも毎年僕で4校ぐらい受けて、あとほかの方で、視覚障害の方でも4校ぐらい受けてたりとかして、結構増えていってます。今では地域の、やっтерということ、小学生の方がたまたまそのスギ薬局で声をかけてくれるぐらいのことになってて、結構覚えていただいているというのがすごくあって、先生たちとしてはよかったですよって言っているんで、恐らくよかったのかなと思ってます。 以上です。
会長	ありがとうございました。 では、続いて9番のほうお願いします。
委員	9番です。本日はここに書いてはないんですけども、障害福祉課さん、

	人権・男女共生課さんと一緒に、おにも見にクルアート展でアートフェスタ、あとは自立支援協議会でのいろいろ啓発の御案内とかもさせていただいた取組が令和5年度、6年度と継続できたかなと思っております。ちょっと補足です。 あと、8番の委員さんのお話と近い部分があるんですけども、小学校、中学校と市民との交流を、地域活動支援センターを通して継続できています。5年度も6年度もさせていただいています。 地元の小学校との交流事業ということで、うちの法人では小学校6年生のボランティア体験交流という形で、法人の事業所に90名、3クラス来られまして、3日間に分かれてプログラム体験を行いました。あと、法人職員が小学校に出向いて障害のこととか活動内容などの説明会を地元の小学校と行っています。 福祉体験学習のように系統立ってはないんですけども、同じ校区、2つ小学校が近くにあり、中学校が合同になってくるので、こっちの小学校では取り組んでいたことが、合流したときにもう一方の小学校では取り組んでなくてというような機会の差が大きくなるようにという意見がありました。もう一つの小学校でも交流イベントをやっていきませんかということや、授業にちょっと入れてもらえませんかという話が出てくるというような、いい余波があったかなと思っております。 一般市民とどう交流するかということで、中学校区で交流卓球大会を継続的に開催し、令和5年度も6年度も開催させていただきました。地元の中学校の卓球部、教員の方との接点というのも大きいんですけども、地元のNPO法人の会場を借りてる市民の卓球サークルの方という一般の市民の方も一緒にトーナメント戦をして、熱い戦いを繰り広げながら、啓発につながればということで、継続をしております。一般市民とどう絡んでいくかというところで引き続きできたらなと思っております。 以上です。
会長	ありがとうございました。 では、次に10番目、お願いします。
委員	どうも。 令和5年度における取組内容はどうだったのかという質問の回答として、こういう答えになりましたけれども、資料1－1の4ページです

	ね、見ていただいていると思うんですけど、これは私の左側にいる7番の委員さんとともに障害者部会をやっているわけですけど、その令和5年度における活動内容というのを概観する感じで、一行一行、1行か2行かで大体のイベントをまとめましたという内容となっております。 今日はその全てについてちょっと話す準備はしてないんですけども、その中で一つ注目に値するかもしれないと思うのは、令和5年8月、合理的配慮のための助成金についての検討、確か10人程度で、研修か、部会だったかちょっと忘れたんですけど、出た話題で、駅や決済レジ対応窓口の無人化に苦しめられる障害者の意見が散見された。合理的配慮の拒否の可能性、これ可能性なので、今日はちょっとしゃべる予定はないんですけども、そうかもしれないということを私は考えてまして、もしかしたらそういう、部会ではそういう話題がこれから来るかもしれませんねという程度ですね。 一応令和5年でやったことをまとめましたということです。 失礼します。
会長	ありがとうございました。 そうしましたら、11番は。
事務局	11番なんですが、社会福祉協議会からの報告となっておりますが、本日欠席されておりますので、代わりに事務局のほうから説明させていただきます。 社会福祉協議会ではこれまでも小学校での福祉体験学習会、先ほど8番の委員の報告もありましたけれども、そういったような取組を進めております。障害者の方に対するアンケート調査でも、子供の頃から体験し学習する機会というのは大切だという意見もたくさん出ておりますので、今後より一層社会福祉協議会の取組は貴重な機会になるのかなと考えております。 以上です。
会長	ありがとうございました。 では、次に、12番のほうよろしくお願いします。
委員	今回は医師会としての取組はなかったんですけど、実際、私の診療所であったことの報告になります。

	今、発熱外来というのがずっと続いているんですが、コロナは5類感染症になったんですけれども、いまだにやっぱり大阪府と集合契約して感染症対応医療機関になってますこともありまして、うちは引き続き発熱体制をひいておりまして、どんなにかというと、発熱の人が見えられたら、入り口を変える、時間も変えるということを徹底してやっております。 そのためには、ちょっと患者さんに説明をして、貼り紙はしてあるんですけど、必ず電話をしてから来てくださいということで、時間指定するんですが、それができなくて、直接来てしまう方もいらっしゃるんですけど、それがたまたま聴覚障害の方がそのような形で直接来院されまして、あらかじめちょっと医院のほうでも研修とかやっていたんで、そのときは筆談で対応して、その説明、一回お帰りいただくということがなかなか理解できない方もいらっしゃるんですけど、その方は非常にスムーズで、筆談で対応していただきまして、次呼び出すときにどうしようかということになったときに、御家族様の携帯電話を使ってお呼び出しするというやり方を考えて、滞りなく診療することができました。 今後はまたちょっといろんなケース考えられますので、スタッフからの意見も聞いて、このようなケースはどうしようとか、個々に筆談ができない方はどうしましょうとか、そういうようなことに今後役立てていきたいと思っております。 以上です。
会長	ありがとうございました。 今、各委員のほうから御紹介いただきました内容について御質問等がございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。ありませんか。よろしいですか。 はい、どうぞ。
委員	質問じゃないんですけども、僕これ書いて出し忘れてるのかも、何か書いた記憶はあるんですけど、歯科医師会からの報告が入ってないんで、多分僕書いたんですけど、ファクスしてなかったのかもしれないです。すみません。ちょっと口頭で申し訳ありません。
会長	お願いします。

委員	歯科医師会としましては、10年以上前から懸案やった保健医療センターの中で障害者歯科診療所を開設したいという要望をずっと出してたんですけど、今年度の大体10月ぐらいからスタートできそうな運びになりました。 週1回だけなんですけど、一応協力医を集めないといけないので、協力医を集めると同時に、合理的配慮のこととか、その概要の説明会というのを僕がちょっとさせていただきました。まだちょっとそれで集まり切ってないところもあるんですけど、必要な協力医の数が集まってないところもちょっとあります。なので、その辺のことを書いた記憶があったんですけど、ちょっと。 それとあとは、去年は大阪府からの委託事業がありまして、歯科医師会のほうは。入所施設の職員さん向けに歯科の疾患の、なかなか口で障害のある方が言えない場合もあるんで、そのサインとかを見落とさないようにという講習会を、これも僕がさせていただきました。 それとあとは、作業所への検診事業を茨木市歯科医師会として2回やっております。 以上です。
会長	ありがとうございました。 あと参加されている委員の中で、私は発言していない、資料はないけれども発言がまだしていないという方がいらっしゃったら説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。 なければ、今あった委員の説明に関して質問や御意見等ございましたらお願いします。どうでしょうか。 委員、どうぞ。
委員	すみません、茨木市の取組に関して質問させてもらってもいいでしょうか。一つは、相談内容の種類の報告の、その中でつくってきた不当な差別的取扱い3件というのを、大体どんなだったのかなというのがちょっと気になったことと、あともう一つは、相談対応の一例を書いていたいてるんですけど、ちょっとその文章的に読んでて分かりにくいので、ちょっと補足とか説明をしていただくことがすごく大事なかなと思っています。まずその一つお願いします。

事務局	まず、資料２－２の２ページの相談内容の一例として挙げさせていただいた具体的な内容について説明させていただきます。 イメージしながら聞いていただきたいんですが、聴覚障害がある方があるお店に行かれました。その方は、以前自転車の盗難に遭われたんですけども、その自転車がそのお店に止まっているのを発見しました。自転車があったと。 そこでその方は、お父さんにメールでどうしたらいいか相談しました。そのお父さんも聴覚障害をお持ちの方で、お父さんから、従業員さんに一回伝えて、警察を呼んでもらうように言いなさいと指示があったということです。 その後、警備員が来て、その息子さんが状況をお伝えしたんですけども、この方は聴覚障害がありますが、全くしゃべれない方ではない方です。ただ、なかなか言語によって十分にコミュニケーションを取るのが難しい方ですので、警備員さんがなかなか上手にそれを聞き取ることができなくて、行き違いがあったと。要は警察を呼んでくださいと伝えたかったけれども、それが正しく伝わらず、警備員さんが一回その場を去っちゃったそうなんです。 その後、お父さんがその現場に駆けつけて、娘さんと一緒に店舗に行きました。ちなみに、この娘さんも聴覚障害をお持ちです。確認をすると、警察に通報していないということが分かり、その場に駆けつけたお父さんがメールで警察に通報をしたというケースです。 警察がその現場に駆けつけてくる間、待っている間に、娘さんがちょっとぐずり出されたようで、お父さんが娘さんを連れてお菓子を買に行きました。その間に息子さんと居合わせた警備員さんの目の前で、その自転車が乗り去られたというか、要は盗難した人、本人ですよ、それがさも自分の自転車かのようにして、また乗ってどっか行ってしまったというような事案だったんですね。 この点につきましては、幾つかちょっと注意すべき点があるのかなというふうに思うんですが、やっぱりまずは警備員さんがしっかりと息子さんが何を伝えられたかったのかということをししっかりとその場で把握をしてほしかったというのが教訓の一つだと思います。 それから、もう１点、前段のほうで御質問いただいた不当な差別的取扱いについてなんですけれども、障害をお持ちの方が賃貸借契約を結ぶに当たっ
-----	---

会長	て、なかなか管理会社の方とうまいことコミュニケーションが取れずに、差別と感じられる事案があったという内容です。この案件については、2回相談がありましたので、合計3件というような形となっております。 説明は以上です。
委員	はい、どうぞ。 1件目の相談内容の件なんですけども、警備員さんが最初のときがすごく、どういう方がお店に来られるかというのがすごく理解できていなかったのかなというのがあるので、その人だけじゃなくて、警備員さん全体にやはりいろんな人が来るということは伝えていかないといけないのと、やっぱりその理解の仕方、どういうコミュニケーションの取り方をしていくかというのは、すごくやっぱり今後も考えていってもらうことが必要のかなと思う。 ほんまやったら筆談とかというのが大事なんですけど、警備しながらメモを取るというのがどこまでできるかというところがあるので、例えばそこにスマホを持っているのであれば、UDトークとかっていう形で対応もできるかなというのもあるので、その辺、方法はいろんな方法があるので、もう少しここではちょっと声かけてほしいかなというのがあります。 それからもう一つ、先ほど言ったように、不当な差別の取扱いということで、賃貸の契約です。これ契約できなかつたら、その人住むところがないし、私結構問題やなと思うんですけども、その辺、委員さんはどう思われますか。すみません、急に振って。
委員	ちょっと事案の詳細が分からないので、例えばですけど、エレベーターがなくて2階建てで、2階で車椅子でとかって言われたら、例えばですよ、ときに、エレベーターつけてくれないと2階で借りれない。それで、じゃあちょっと今空き部屋で、賃借人募集してるけど、車椅子利用の方から申込みがあったときに、事業者がそれはちょっとできませんって言って断ったというときには、もちろんだれぐらいの対応に費用等かかるかにもよりますけども、それで合理的配慮の不提供、あるいは差別的取扱いとなるかというのと、過大な負担だという評価にはなり得るんじゃないかなと思います。 ただ、一方で、何ていうんですかね、ちょっと精神障害をお持ちで、時々

委員	パニックを起こさる、あるいはてんかんを起こさるとかというようなことが分かったときに、それだったら何かあったときに困りますのでちょっと今回は申込みを受けられませんというような対応であれば、それはまさに差別的取扱いに当たり得るということで、ちょっとそれはもちろん何か障害の、それこそ合理的配慮というのは、結局、利用されようとした障害当事者の方がどういうニーズがあるかということのコミュニケーションの中で本来解消されていくべきことですので、それが全然されずに、ちっとも配慮が示されずに、いわゆる健常者であれば契約の申込みを受け付けているところを受け付けないということになれば、やはり差別に当たるということになると思います。 そこは本当にだからケース・バイ・ケースで、事業者さんも一定理解のある事業者さんもおられますし、もう何か面倒くさいからということで、従業員に対する指示、あるいは研修もしていないというところもありますので、そこはやっぱり今後の課題かなと思いました。 その辺り、すみません、去年の、私がさっき大阪弁護士会で研修を実施したときの玉木さんとあずみんのバリバラの二人組に来ていただいたときの研修は、本当に好評でした。それは、だから、多分呼べば来ていただけるし、別にそんな高い費用もかかりませんので、何ていうかな、発信力のある障害者の方に来ていただいて、いろんなところで研修を実施していくというのが本当に大事かなというふうに思います。 すみません、勝手に振っちゃいまして。ごめんなさい。やっぱり専門的な方の意見というのはすごく大事で、ここではやっぱりそういう、なかなか個別の事案というのは出すというのはすごく難しいのは分かるんですけども、でも、やっぱり出せるところは出していただいて、どうやったら解決できるかとか、どうやったら理解ができるかというところをやはり話す場でもあると思うので、もう少しその辺は、件数だけじゃなくて、そういう内容自体も出していただくということがすごく大事かなと思っています。 それから、もう一つ、さっき研修のことで言ってたんですけども、やはり差別解消法の法律が今年度から民間事業者に対しても義務になったというところなんですけども、なかなかやはりそういう周知していくということがなかなかできてないところもあるのではないかなというのがあります。 やっぱりところどころ、お店行ったときにはなかなか疑問な対応をされる
----	--

	ことが、そこはいろんな話を聞くことがありますので、やはりそういう民間事業者に対して働きかけっていうのは、茨木市の方もそうだし、私たち茨木障害フォーラムもそうやって伝えていくということが必要かなと思うので、その辺やはり一緒に企業に対しての取り組み方っていうのをまた一緒に考えていただけたらなということと、あと、片田弁護士さんにも協力してもらいながら、一緒にちょっと取り組んでいけたらなと思うんですけど、いかがでしょうか、事務局。 貴重な御意見ありがとうございます。 確かに今回一つの事例を挙げさせていただきましたけれども、幾つかの事例を挙げさせていただいて、ケーススタディーを行うのもどうだろうかと感じております。 あと感じましたのは、例えば先ほど商業施設でのというお話をさせていただきましたけれども、また、先ほど10番の委員のほうからも無人レジのお話があったと思います。無人レジについては、使い方が分からないので聞きに行ったら、なかなかうまくコミュニケーションが取れなくて、結局、無人レジの使い方が分からないまま終わってしまったという話をよく聞きますので、そういったようなもう少し具体的な事例っていうのを次からは複数で準備したいというふうに思いました。ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。 ほかございませんでしょうか。よろしいですか。 今のやり取りの中では、そういう事例を幾つかためながら、今の課題となっていることやうまくいかないことや困難さみたいなことを明確にして、さらに企業への取り組み方みたいなことなんかも工夫を議論しながら進めていくというふうなことが大事だというふうなことが言われていたかと思います。 あとないですか。なければ、ほかに質問がないようでしたら、次の議題のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 そうしましたら、次第の3番目の「ヘルプマークリーフレット作成のためのアンケート調査結果について」に移ります。 事務局から説明をお願いします。

事務局	引き続き障害福祉課から御説明をさせていただきます。 議題3につきましては、まず、その趣旨について私のほうから御説明をさせていただきます、その後、具体的な中身につきましては、委員のほうから御説明をお願いしたいと思っております。 それでは、資料2を御覧ください。 今回この議題で取り扱うのはヘルプマークについてでございます。本日、皆様のお手元のほうにヘルプマークの実物を配付させていただいております。 ヘルプマークでございますが、これは援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としているということを知らせる役割がありまして、それを見た方は、それを見た方に対して支援を促す効果があるというものでございます。 このヘルプマークにつきましては、令和4年度に茨木市障害者地域自立支援協議会の障害当事者部会の皆様が、その認知度であるとか、その効果、また、実際にそれを持っておられる方の思いというものを知るためにアンケート調査を実施されました。それが資料2のほうにまとめているアンケート調査結果報告書ということになります。 この回答結果に基づきまして、部会のほうではリーフレットを作成されました。これも本日お配りしているものがそのリーフレットとなります。 このリーフレットの内容につきましては、前回の協議会で皆様に配付、説明をさせていただいておりますが、今回はそのアンケート調査結果の内容について、委員のほうから、リーフレットにはまとめ切れない、非常にいい意見がたくさんあったということで、ぜひこれを皆様と共有させていただきたいという趣旨でございます。 それでは、この資料2の詳細につきましては、委員のほうから御説明よろしく願いいたします。
委員	回りました。 まず、この時間使って言いたいことは、ヘルプマークをめぐって当事者部会内で3つの要素、つまり混乱と不安と期待、そういうものが実はあったと。一応そのヘルプマークについてという、先ほど障害福祉課から説明があったとおり、一応まとまって、これがあって部会内では中間成果物とも言えますし、もうあまりヘルプマークについてもうこれ以上は議論しないという意味

	で、ある種の終結点ということになってるわけなんですね。 そのヘルプマークリーフレットの最後を見ていただくと、自分たちができることを考えようという、そうですね、考えようというのは、ある意味、ヘルプマークにこういう意義があるとは言えないということがあるから、考えようというふうになっているという部分もあるわけなんですね。 つまり、これは障害福祉課から説明があったように、障害福祉課の説明に加えて、これができた経緯というのを、ヘルプマークをめぐる混乱、不安、期待ということでちょっと説明したいなということで、ちょっと今日は時間を見させていただいております。 あともう一つ、すみません。ヘルプマークリーフレット、これですね。一応これは小学校とかで福祉教育の時間に使えるんじゃないかと。ヘルプマークの意味を小学生の人とかに知ってもらおうという趣旨で、教材としてつくった部分ですね。教材としてつくったので、こういう分かりやすい絵になってもあるし、振り仮名も振ってるし、最後は考える、できることを考えようというふうな構成になっている。 これはこれで一つのできた完成品というか、そういう教材として考えるといいのかもしれないということで、一応当事者部会の中ではそういう合意形成になったということが、このヘルプマークリーフレットとヘルプマーク問題、当事者部会におけるですね、そういうものになっておりました。 私が今日言いたい、混乱、不安、期待というふうに言ってますけども、混乱のほうからまず説明をしていきたいと思います。混乱というのは、資料にはありませんが、ヘルプマークアンケート集計結果、資料2ですね、をなぞりながら、その解釈という形でヘルプマークをめぐる混乱というのをちょっと示したいと思います。 では、まずページ4、4ページの6番を見てください。ヘルプマークをつけていてよかったことはありますかというふうに障害者に聞くと、「席を譲ってもらった」「つけていると安心する」「特に何も無い」が上位3位で、つまり、ヘルプマークをつけてよかったことは何も無いが、つけていると安心なのかなということがこの6番の結果から分かります。 続きまして、ページ5、次ですね、の8番を見てください。ヘルプマークをつけているとき、街の人にどう接してほしいですかと聞きますと、街の人には、「ヘルプマークの意味を知ってほしい」「困った時に気づいてほしい」が、「特に何も無い」も21.1%で結構多いという感じなんですね。
--	---

	さらに、次のページ、6ですね。6ページ9番、ちょっと待ってくださいね。ページ5ページの8番で見たとおり、街の人にはヘルプマークの意味を知ってほしい、困ったときに気づいてほしいといいながら、そういうふうにしてるわけです。思ってますが、もし自分がヘルプマークをつけている人を見たらどうするかということを試すために、この9番、6ページの9番ですね。御覧ください。6ページの9番を御覧ください。 ヘルプマークをつけている人がいたら、どうしたいですか。この質問をつくりました。私の提案でつくりました。それをすると、尋ねますと、「「なにか手伝うことはありますか？」など、声をかける」「困っている様子するとき、人を呼びに行く」「何もしない、様子をみる」、この結果をどう見るかということなんですけども、私の解釈としては、「人を呼びに行く」39.4%と、「何もしない、様子をみる」27.2%を足すと64.6%になりますけども、これはネガティブな解釈にはなりますけども、自分にはどうしようもないというふうに感じている障害者の姿、障害者の皆さんの現実というのがちょっと浮かび上がってくることになるんですけども、これはちょっとあまり格好がよいんですね。 当事者部会の委員やっていて、ヘルプマークを知ってほしいとか、ページ4の6番でもそうでしたけど、いいことは何もないけどつけていると安心みたいな、いうものと、総合していきますと、そういうある種わがままにも見える結果にはなるんですね。 なぜわがままと言えるかというと、ヘルプマークが広まったり、活用されることはいいことだというふうがいいながら、自分がそうなったとき、そういう人を見たときには、何かあんまり、何もしたくないというふうに言っているようにも解釈できるわけですね。 そういうアンケート結果を受けて、先ほど冒頭説明したように、ヘルプマークリーフレットというものがつくられるわけですけども、その最後も、一応ヘルプマークを知ってほしいという大多数の意見を受けてつくられたものではあるんですけど、その最後が、自分たちができることを考えようということに、構成になってるんですね。 この意味をちょっと総合しますと、資料にはありませんが、障害者や当事者部会自身のヘルプマークの認識についてこういうことが言えると思うんです。ヘルプマークの意味はよく分からないが、その意味を広く知ってもらって、障害者の困り事に気づいてほしい。こういうことがデータの総合から
--	---

分かりますよね。

もう一回言いますね。ヘルプマークの意味はよく分からないが、その意味を広く知ってもらって、障害者の困り事に気づいてほしいと。この1文にすると、これは論理的に不可能なことを考えているということになるんですね。つまり、彼らがヘルプマークをどうにかしたい、ヘルプマークで、例えば障害者の人生をよくしたいとかという善意はあるんですけども、それが結果としてこういう不可能な目標意識になってしまっているということが、図らずもこういうアンケート調査を読み解いていくと見えてくるとも言える。

データはデータですけども、それだけを前向きにやってるというのとも言えるんですけど、私はそういうちょっとネガティブな部分に焦点を当てないと解決策が見えてこないと思ったので、私はそこに混乱ということで、不可能な目標意識を潜在的に持っているという状況、無認識の状況というのは、それは混乱と呼ぶしかないのかなということを真摯に受け止めようということですね。これが障害当事者の混乱と言える状況ですね。これは障害当事者を対象にしたアンケートでこうなっています。

続いて、ヘルプマークの意味はよく分からないが、その意味を広く知ってもらって、障害者の困り事に気づいてほしいという混乱に加えて、不安というものもあると。不安という言葉は資料には出てないんですけども、これは解釈ですね。解釈ですが、不安というものもこのデータから読み解いていこうかなというふうに思うんですね。

ということで、2ページの、資料2-2の2ページの5番ですね。これをちょっと見ていただきたいですね。ヘルプマークをつけている人は、あなたはヘルプマークをつけていますかと聞くと、ヘルプマークをつけている人は7割。そして、その理由の第3位に、理由は3ページになります。次の3ページになりますね。つける理由の第3位は「つけることに抵抗がある、障害があると知られたくない、恥ずかしい」というのが入ってるわけなんですね。1位、2位も特に必要ない、持っていないというような答えになってますけども、僕としては、3位にそういう答えが入っているということにちょっと着目をして、不安ということを言いたいわけですね。

それだけだとちょっと、第3位ではちょっと弱いのかなというふうに思うかもしれませんが、では、ちょっと飛んで、9ページの11番の設問になりますけども、11番の、9ページにあります29ですね。29番目。「ヘルプマークをつけている人に対しての差別や偏見は絶対にやめてほしい」という、こ

れは11番ですね。8 ページから11ページまでありますけども、これは自由回答です。

自由回答でこういう答えがちょっとあったということなんですけども、これはちょっと不安、あえてそういう自由回答に書くっていうのは、そもそもアンケートの最後のほうで、あまり、何ていうんすかね、サボりたいとか、あまり考えたくない人というのは、多分自由回答まできっちり書かないと思うんですね。

なので、多分自由回答でそういうことを書いてくるという人があったということは、差別や偏見は絶対にやめてほしいということを言うっていうことは、逆説的に言うと、差別や偏見がもしかしたらあるかもしれないと彼らは予想しているということにも解釈できるんですね。これは解釈ですので、そういう人が多いと言うつもりはありませんが、そういうのからちょっと、そうですね、不安というのをちょっと読み解いていきたい。

もう一つですね。もう一つの例を挙げます。11ページ、今度は11ページですね、の67番目、最後になります。「連絡先など書きたいが悪用されないかが不安」、つまり個人情報問題という部分ですね。個人情報問題が不安だというふうに言っていると解釈ができます。

これに関して私の解釈、考えをちょっと言いたいんですけども、そもそもこのヘルプマークというのは、趣旨というのは障害福祉課が説明、冒頭に説明いただきましたけども、ヘルプマークというものの、そもそもですね、利用場面というのを考えると、いいですか、ヘルプマークを持っていらっしゃいますねと。あなた。そしたら、あなたの障害は何ですか、例えばヘルプマーク見せてくださいとか、教えてくださいとかという話になると思うんですね。障害者に対する合理的配慮をする方ってですね。そういう利用場面になるじゃないですか。

その際に、個人情報問題というふうに言い出して、私の障害についての事実は個人情報だから、それについて開示できませんなんて言われてしまうと、どんな事業者であっても多分対応ができなくなってしまうんですね。けども、そういうふう書いてると。

これは要するに、個人情報の問題っていう、客観的にですね、個人情報が問題ということを示唆しているっていうよりかは、個人情報を含む、要するに自分のことをあらわにすることが怖いと。そういうことを言っているというふうに解釈ができるんですね。

	だから、連絡先などを書きたいが悪用されないか不安というのは、ヘルプマークの話で書くと意味不明ということに、普通、常識的にはなるのかもしれないですけど、こういうふうに見方を変えると、実は恐れ、何かを恐れている。それは多分、これは私の解釈になりますけども、スティグマ、つまり社会適応面の恐れを暗示しているものというふうに解釈をしております、それがヘルプマークをめぐる障害者の不安の核心的な部分であるのかなというふうに私は推論をしています。このために何か新しいデータを出せとか言われると困るんですけど、そういうふうに思っています。 そういうふうな状況の中で、何かヘルプマークっていうものに関して、障害者が全体として、データを読み解くと、何かものすごく後ろ向きで、意味ないというふうに考えているのかなというふうに思われるかもしれないんですけども、ヘルプマークについての期待というものもあると私は思っているんですね。 それで、4ページを御覧ください。6番、ヘルプマークをつけていてよかったことはありますかというふうに聞くと、先ほども紹介したんですけども、つけていると安心するが、席を譲ってもらう以外いいことはあまりないと。これはそういう結果になりますね。 非常に悲観的なデータ、事実になるんですけども、ここからは資料は重要ではありませんので、皆さん、一度お手元の資料を閉じて、私の話をちょっと聞いてほしいんですけども、ヘルプマークの委員も私はやってきたんですけども、みんな真面目に一応考えて、こういうデータというか、こういう状況になってる。自由回答も私の分も入ってる。部会の人も入ってるし、私も入ってるんですけども、そんなはずはないと。ヘルプマークに意味がないなんて、そんなはずはないと。どこかにきっと障害当事者の本当の期待というものがあるはず。ここではないどこかに絶対ある。そう信じて探そう。みんな探そう。探してみせようではありませんか。1、2、3、4、5、皆さんオーケーです。お手元の資料にお戻りください。 どういうことを言いたいかといいますと、今のところデータとしたら、ヘルプマーク問題ですね、非常に悲観的な状況とも言えるわけなんですけども、データとして、そもそもこのヘルプマークをめぐる混乱、不安、期待というふうに言って、今、期待のところを説明してるんですけども、ヘルプマークとかということを考えたり、私たちのニーズはこれだっていうことを言語化するために、やっぱり必要な知的能力というのがあると思うんです
--	--

	ね。それは皆さんいろんなところでやっぱり自分を表現するというのは、的確に表現するというのは、援助者の方であっても結構難しいものでもあるわけなんです。 そういう状況の中で、障害者が発したかもしれないシグナルのような、つまり、例えばここでこの資料に示したような、8から11ページありますけれども、これ全部読むと何かしんどいし、何言ってるのかよく分からない回答もたくさんあるんですね。 例えば、これは珍回答ということになりますけども、1番、8ページの11番の1見てください。「グループホームや、一人暮らしの障害者が住んでいるところにヘルプマークをつけてあげて下さい。」ちょっとよく分からないんですけど、ちょっとユーモラスな感じがするという、私はそういうふうに理解しました。 よく分からないんですけども、これを私なりに解釈をしますと、物理的にヘルプマークをつけてあげてくださいとかということと言うよりも、ヘルプマークのような、幸福ですかね、幸せなイメージっていうのを、一人暮らしの障害者の皆さんに分けてあげたいみたいな、そういう果てしない理想なのかなと。そういうことを暗示しているというふうに考えられるのかなと。これ珍回答ですね。私がこれ珍回答だとあえて提示しているのは、こういう珍回答を読み解いていかないと、障害者のニーズというのが分かりにくいんじゃないかという私見なんですね。 もう1個例題としてやっていきたいと思います。9ページの19ですね。「ヘルプが欲しい時に光るとかしたらわかりやすい」、よく分からないといえは分からないんですけども、ぴかぴかして、ヘルプマークが何かいいことになってほしいというふうなことを暗示しているというふうに考えられます。 あと、24ですね。その下、9ページの24読み上げますね。「見つけてくれたまわりの人や世界が少しずつやさしくなりますように…」これもまた果てしない理想のように思うんですけども、こういうことを考えてる人たちがヘルプマークの議論に参加して、当事者の会でやっているということを一応お示しするためにこういう珍回答を一応紹介させていただきました。 全部回答というのはありますし、私としては、障害当事者部会の一応代表ということになるので、この中で自分が書いた意見、自由回答群の中に自分が書いた意見というのは当然あるんですけども、それを紹介して終わりというのではなくて、皆さん、これを障害者の一応集合的な意識が表れているデ
--	--

ータとして活用していただきたいというのが、この資料2を共有したもう一つの趣旨なんですね。佐原さんから冒頭に説明があったのは、ヘルプマークがこういう理由で共有されることになりましたという経緯だったと思うんですけども、私としてはそういう狙いがあります。

1から67項までありますけれども、このデータ、データというか、自由回答群ですね、を読み解く際に、私としては、先ほどの珍回答が一つの例題だったんですけども、精神分析的な物の見方というのを、このデータですね、11のその自由回答群を見る際にちょっと適用していただきたいなど。

つまり、さっきの珍回答群でも、何か言ってることはナンセンスのように思うんですけども、でも、精神分析的に言うと、それは、人が言うことは全て無意識による症状と仮定できると。その仮定、さらに、その無意識の症状の中に、その人の本心がどこかに表れているはずだというふうに考えるんですね。

要するに、それは本気で受け取ってみるということなんです。その次に、その人の行動や言動、本心はどう関係しているのかということ想像することで、さっきのような珍回答でも、ちょっと障害者の善意といいますかね、提案にはなっていないと思うかもしれませんが、そういうふうなことを読み取ることができる。そういう意向ですね。そういうことを意識しているということは読み取れると思うんです。

そういうことで、この自由回答群のデータの活用法としましては、3つの分類で有用な知見を引き出すことができると思うんですね。一つは、デザイン系と運用系と御利益系というふうに私は呼びたいんですけども、一つは、障害者に渡すものとしてのヘルプマークについての研究、意見。ヘルプマークの現状や形態についての意見が入ってます。もう一つは、ヘルプマークの使われ方、使い方、使われ方やヘルプマークそのものやその取扱いについての研究、意見というの入ってます。もう一つは、ヘルプマークを利用する障害者の立場から見たヘルプマークでできること、できないことや、それらの期待感、残念感を表す研究ということがあって、そういうのを読み解いていくと、障害者の考えていることが分かりやすくなるということになります。

それを言った上で、私の意見ということになるんですけども、これは資料に全く書いてないんですけども、これからのヘルプマークというものの期待というのは、そういうふうに読み解いていくわけだということの説明しまし

たけども、それに引き続いて、これからのヘルプマークということも考えなきゃいけない。私としては考えているんですね。それは、ヘルプマークというのをどうしていくべきか。私の答えとしては、ヘルプマークは弱さのパスポートである、そうすべきなんだと私は思うんですね。

ヘルプマークについて議論していますと、ヘルプマークを当事者がどうしたいか、ヘルプマークに当事者が何を望むかということを中心にして話が回っていった。私のやってきた当事者部会でそうでした。当事者部会なんで、当然といえば当然なんですけども、ヘルプマークを利用する当事者にとっての御利益ですね。ヘルプマークの御利益を一種の期待しているわけです。御利益というのはやっぱり期待しているというのは見えるんですね。それは自由回答群の中にあります。

ヘルプマークを利用することによって当事者が得る御利益ということを考え、突き詰めて考えると、もう少し当事者視点というよりかは、事業者視点というのが大事だと思うんですね。つまり、当事者がヘルプマークをどう見るかではなくて、事業者がヘルプマークをどう見るかという視点ですね。つまり、ヘルプマークが合理的配慮の提供の際にどう見られるかというふうに言い換えることもできると思うんですね。

それは、先ほど説明しましたように、ヘルプマークを利用する際に、当事者や当事者の障害についての情報がなければ何もできないという問題で、当事者が自分の障害について知らせる能力を自身の障害によって障害されてしまうという現実、この2つを踏まえると、やはり事業者から見てヘルプマークがどうなっていたら魅力的なのか、事業者から見てヘルプマークがどうなっていたら魅力的かという観点を取り入れることが、恐らく合理的配慮が速やかに提供される上で、非常に重要、プラスに働くというふうに考えています。

最後になりますが、具体的な提案としては、事業者にヘルプマークを確認させるようにするという方向性と、2番目は、事業者が素早く障害についての情報を確認できる、さっと確認できるように、ヘルプマークの記載をテンプレ化するというもう一つの方向性、この2つが具体的な方向性としてあるんじゃないか。それによって、こういう合理的な配慮を行う事業者がヘルプマークを活用させるという構想ができるんじゃないかというふうに私は意見として持っております。

それで発表を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

会長	た。 ありがとうございました。ヘルプマークに関わっての複雑な思いだとか、あるいは、今後、ヘルプマークをどう活用していくのかという具体的な提言も含めて御発言いただいたかと思います。 本当はここからもうちょっといろいろ御議論いただきたいところではあるんですが、私の進め方がまずくて、３時半になってしまいましたので、もう一つ課題もあったりするわけですが、その辺りも含めて、事務局のほう、どうさせてもらったらよろしいでしょうか。
事務局	ありがとうございます。今日皆様お忙しい中お時間いただいて、３時半までということとさせていただきますので、この議題の御意見を頂戴するということと、続いて準備をしておりました議題につきましては、今から私、簡単に趣旨だけ説明をさせていただきますので、次回に持ち越しをさせていただきますというふうに考えております。よろしくお願いいたします。 じゃあ趣旨説明だけさせていただきます。簡単に。 先ほどの委員からの分につきましてはの御意見を頂戴するのも次回に回させていただきますと思います。 資料３を御覧ください。 本日もう一つ議題として準備をしておりましてのが、障害者が利用しやすいまちづくりを推進していきましょうということでございます。つまり、合理的配慮の推進を進めていきましょうと、こういうことと言い換えることができます。 御存じのように、令和６年４月から障害者差別解消法が改正されまして、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたということになります。これを踏まえまして、誰にとっても利用しやすいまちづくり、それを進めていくためには、まずはやっぱり我々の意識を変えていかないといけない。 その意識を変えるということを踏まえて、実際的に行動変容に移していかないといけないというようなこと、それらを促進していくために、市は、（２）、それから（３）にあるような事業を準備をしておりまして、これらを活用しながら、また、皆様がそれぞれの団体でどのような取組ができるかというような視点で議題設定をさせていただいたところとでございます。非常に広いテーマでの議論になりますし、この協議会の本来的な、中核

障害福祉課長	的な議論になるかなというふうにも思います。 今日はちょっと時間の関係上、取り扱うことが難しいですので、そういったような趣旨で、それぞれまた皆様お持ち帰りいただいて、次回のテーマのときに議論ができればいいかなというふうに考えております。 事務局からは以上です。会長、よろしくお願いいたします。 それから、もう1点補足いたします。 今の点に補足を少しさせていただきます。 こちらの資料の3には、「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を策定したときにつくった2つの事業を紹介させていただいています。議論としてはこの2つの事業の活用だけにはとどまらないのですが、いろんな議論があつていいとは思いますが、この2つの事業について少し補足をさせていただきますと、この合理的配慮の助成金については、中小企業が対象です。そのため、大きい企業はこの合理的配慮の助成金は使えないというのが今の制度設計になってます。 一方で、理解促進事業の補助金、こちらあまり使われてない制度ですが、この中に幾つかメニューがあり、障害理解のための研修会も対象になっています。 委員がおっしゃってくださったような、企業さんが行うような社中での研修会にも使えるという制度設計になっていて、企業の規模の大きい小さいというのは今の制度設計の中では制限がないという状況でありまして、今日委員のご発言の最後に事業者の方の合理的配慮のお話もありましたが、ツールとして、現行のものとしてはこういうものがあります。運用面を含め、幅広く議論ができると思いますので、また御意見頂戴できればというふうに考えております。 以上です。
会長	今、事務局から報告がありましたように、3番目、このまちづくりに関することについては宿題にさせていただいて、次回の会議のときに御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、いろいろ関係団体で議論していただければと思っていますし、その前段のところであったヘルプマークの報告に関しても、少し自分たちはこういうふうに思ってるというふうなことも含めて、御意見等ございましたらまた、これもまた次回のときに少し御報

委員	告、御議論させていただこうかと思っています。 はい、どうぞ。 すみません、1個だけ、これ多分来年度、半年後ぐらいになってしまうので、そうなると、ちょっと活動が止まってしまうというか、1個だけちょっと発言させてもらいたいんですけども、資料3のところの障害理解促進事業補助金についてなんですけども、これなかなか使おう、利用させてもらおうと思っても、なかなかいろいろと、会社、企業側とのお話もあったとして、なかなか難しいところもあるんですけども、これはやっぱり企業で、民間企業に対して働きかけというところで、ここの補助金というのはすごく大切になってきますので、その部分のところについて、茨木市文化振興財団のところで企業とのやり取りをされてるということなので、一緒にそこでちょっとそういう取組をできればなと思いますので、ぜひ御協力をお願いいたします。 以上です。
会長	ありがとうございました。 次回につきましては、8月頃に開催することとさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、後日、事務局から通知されますので、よろしくをお願いします。 ほかに御意見、御質問ある方もたくさんいらっしゃるかと思いますけれども、事務局のほうから。 すみません、どうぞ。
事務局	すみません、今の委員のお話で、ちょっと今こちらの人権・男女共生課のほうで、当然、障害福祉課さんと連携してということでございますけれども、考えてところがございまして、商工労政課のほうで茨木市人権推進企業連絡会という団体の事務局担っておりまして、一つは、そちらのほうの総会等に出向いて、障害理解促進事業補助金についての周知をさせてもらって、活用を促進させていただくというのがございます。 あと、商工会議所さんのほうの会報誌とかメールマガジン等にもぜひ活用をということで周知を考えておりますので、ちょっと今の現状でこちらの考えているところを報告させていただきます。

会長	以上です。 ありがとうございました。 そうしましたら、一応いろいろ御意見等ある方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、もし忘れてしまうということでしたら、メールか何かで残して、課のほうに、事務局のほうに送っておいていただけるといいかなと思います。 それでは、ほかにどうしてもということがなければ、今の3の途中、4の途中のところで締めたいというふうに思っております。進行を誠にうまく進めさせることができなくて申し訳ありませんでした。 それでは、進行を事務局のほうにお返しします。
事務局	それでは最後、事務連絡だけさせていただきます。 本日の会議録作成をいたしまして、皆様のお手元に配布させていただきます。皆様の確認後、会議録を確定させて、最終的にはホームページで公開したいというふうに考えております。 事務局からは以上です。
田村会長	それでは、これで会議のほう終わらせていただきます。長時間にわたり御協力ありがとうございました。